

～議連総会シンポジウムのご案内～

「災害時船舶活用医療整備推進法」
2021年6月議員立法成立一周年記念

令和4年6月2日

主催

超党派・災害時医療等船舶利活用推進議員連盟

共催

公益社団法人モバイル・ホスピタル・インターナショナル

プログラム I 基調講演：推進法成立の教訓と災害大国の未来について/ 10 min

額賀福志郎 超党派・災害時医療等船舶利活用推進議員連盟 会長（自由民主党）

災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進に関する法律案 概要

目的（第1条）
海に囲まれた我が国においては**災害が発生した時又は感染症が発生し若しくはまん延し、若しくはそのおそれがある時**（以下「災害時等」という。）における医療を確保する上で**船舶を活用した医療の提供が効果的**であることに鑑み、災害時等における**船舶を活用した医療提供体制の整備を推進する。**

基本理念（第2条）
災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進は、災害が発生し、又は感染症が発生し若しくはまん延し、若しくはそのおそれがある地域において**必要とされる医療を船舶を活用して的確かつ迅速に提供することにより、当該地域にある医療施設の機能を補完し、国民の生命及び身体を災害又は感染症から保護**することに資することを旨として、行われなければならない。

国の責務（第3条）
国は、基本理念にのっとり、災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備を推進する責務を有する。

基本方針（第4条）
① 災害時等における船舶を活用して提供される医療と陸上の医療施設において提供される医療との**適切な役割分担及び相互の連携協力の確保**
② 災害が発生した地域等において**必要とされる医療の的確かつ迅速な提供が可能となるよう、災害時等における医療の提供の用に主として供するための船舶の保有**（独立行政法人その他の国以外の者により保有することを含む。）
③ 災害時等における船舶を活用した医療の提供に必要な官民の医療関係者、船舶職員その他の**人員の確保**
④ 災害時等における船舶を活用した医療の提供のための教育訓練等を実施することによる**人材の育成**
⑤ 災害時等における船舶を活用した医療の提供に必要な医薬品、医療機器その他の**物資の確保**
⑥ **災害時等以外において、離島等における巡回診療、国際緊急援助活動等に②の船舶を効果的に活用**
⑦ **民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用**
⑧ その他

必要な措置（第5条）
政府は、基本方針に基づき、災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進に必要な措置を講ずる。
必要となる**法制上の措置**については、この法律の**施行後一年以内**を目途として講じなければならない。

整備推進計画（第6条）
政府は、政府が災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進に関し講ずべき措置について必要な**整備推進計画を策定**しなければならない。
内閣総理大臣は、整備推進計画の案につき閣議の決定を求めなければならない。
政府は、整備推進計画を策定したときは、遅滞なく、**国会に報告**するとともに、インターネットの利用その他適切な方法により**公表**しなければならない。

本部（第7条—第15条）
災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進を総合的かつ集中的に行うため、**内閣に、全ての国務大臣によって構成される船舶活用医療推進本部**及びその事務局を設ける（本部長は、内閣総理大臣）

施行期日（附則第1項）
公布の日から起算して**三年を超えない範囲内**において政令で定める日

検討（附則第2項）
本部について、**施行後五年を目途に検討**し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

内閣官房長官 松野 博一 殿

超党派・災害時医療等船舶利活用推進議員連盟
会長 額賀 福志郎

災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備に関する提言

わが国は、千年に一度と言われる東日本大震災や阪神淡路大震災などに見舞われたことをはじめ、今後も首都直下型地震や南海トラフ地震など空前の災害発生も予測されている。

政府は、まず、いかなる事態が起こったとしても、国・都道府県・市町村および消防、警察、自衛隊などの危機管理組織を一元的に動かすことができる司令塔機能を確保し、国民の生命と生活を守る体制整備が急務である。

このため、私たち超党派の議員連盟は、米国の病院船マシーの機能や実績を参考に、災害時に医療船舶を利活用した救命・救難体制を整備するために議員立法で提案した、「災害時船舶活用医療整備推進法案」を2021年6月に成立させることができた。

こうした法的整備を根拠に政府は今後、気候変動に伴う自然災害や南海トラフ地震などの大規模災害、さらには今回の新型コロナウイルス感染症災害の対応などについても早期に万全の体制を構築することが必要であり、下記のことを提案する。

記

- 発生予測が困難な大災害に備え、船舶を活用した医療提供体制の整備の検討を加速し、早期に内閣に「船舶活用医療推進本部」を設置し、万全の災害医療体制を構築すべきである。
- 整備推進計画策定に当たっては、政府は国・都道府県・市町村の連携を取りつつ、危機管理体制について一元的な司令塔機能を持つ組織の設置を早急に検討すべきである。
- 災害時における気象現象や地震警報などの災害情報について、関係機関が常時共有していく体制を整備すると同時に、災害対応の専門家やボランティアの有志の皆さまが、適切な役割分担の上に機能的活動ができるよう人材育成と技術支援の制度構築に万全を期すべきである。

以上

令和3年6月11日成立した左記載の「災害時における船舶を活用した医療提供体制の推進に関する法律（推進法）」を**実施法帰結が目標**。

《方策》

記1. 重要点は昨年6月11日に成立した「災害時船舶活用医療整備推進法」(概要左記)の**第七条—第十五条**を内閣に船舶活用医療推進本部を設置し、**万全な災害医療体制を早期に構築し所轄省庁を決める目的を有する**。

記2. 政府は**国・都道府県・市町村の連携を取りつつ、危機管理体制について一元的な司令塔機能を持つ組織の設置を早急に検討すべきであること**。

記3. **災害対応の専門家やボランティアが、適切な役割分担し、機能的活動ができるよう人材育成と技術支援の制度構築は少子高齢化を安全保障最大の危惧として災害に備える組織改革を国民共有の課題と位置付ける**。

プログラムⅡ：災害対応の専門家やボランティア人材育成と技術支援の制度構築/ 30 min

キースピーカー：ウクライナでのボランティア活動/大西 健丞 ピースウィンズジャパン/

議論：有賀 徹/労働者健康安全機構 X 山口 芳裕/杏林大学教授 X 砂田 向壺/モデレーター



米海軍病院船マーシーと船内

<電気運搬船 初号船「Power ARK 100」>

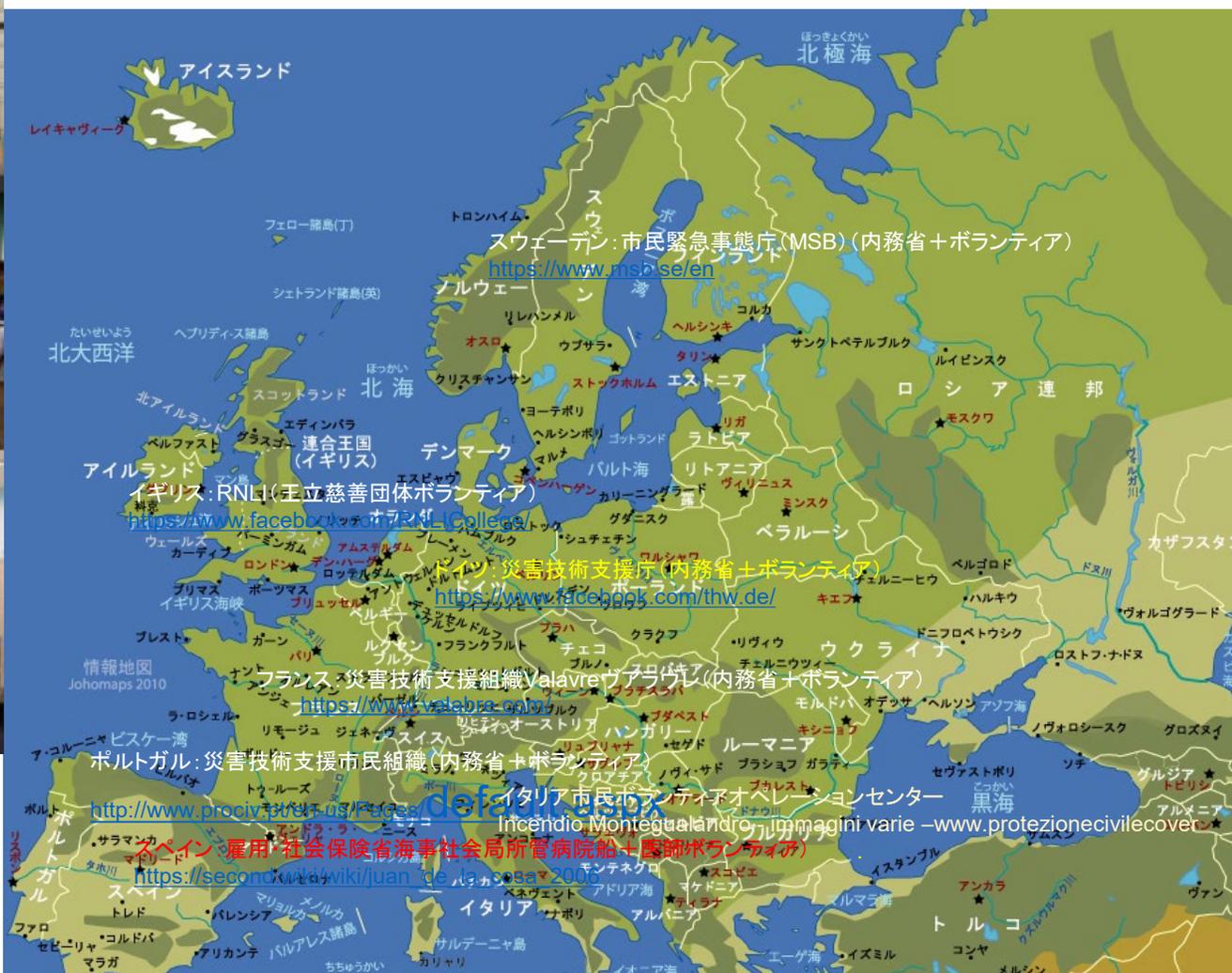


※画像はイメージ

**脱炭素社会に向けて～災害に強い
医療提供体制と電力
船舶の電力システの活用**

イメージ：Technisches Hilfswerk ドイツ連邦技術支援庁 (THW)

本部：ボン/内務省所管市民保護法に基づき1950年設立のボランティア育成・活動支援機関



スウェーデン：市民緊急事態庁 (MSB) (内務省+ボランティア)

<https://www.msb.se/en>

イギリス：RNLI (王立慈善団体ボランティア)

<https://www.facebook.com/rnli>

フランス：災害技術支援組織 Valavre ヴァラヴレ (内務省+ボランティア)

<https://www.valavre.org/>

イタリア：市民ボランティア保護センター

Incendio Montegualandro, immagini varie -www.protezionecivilecover.it

<https://secondauniversita.wiki/juan>

プログラムⅢまとめ：本部設置の申し入れと議員連盟が目指すところ/ 30 min

議論：横山 信一 議員連盟 筆頭副会長（公明党） × 梅村 聡 議員連盟 副会長（日本維新の会）

モデレーター：津島 淳 超党派・災害時医療等船舶利活用推進議員連盟 事務局長（自由民主党）



令和4年4月13日 松野博一官房長官申し入れ



令和4年4月22日 二之湯智内閣府防災担当大臣申し入れ



- 一. 発生予測不可能な大災害に備え、船舶を活用した医療提供体制の整備の検討を加速し、早期に内閣に船舶活用医療推進本部を設置し、万全の災害医療提供体制を構築すべきである。
- 二. 整備推進計画に当たっては、政府は国・都道府県・市町村の連携を取りつつ、危機管理体制について一元的な司令塔機能を持つ組織の設置を早急に検討すべきである。
- 三. 災害時における気象現象や地震警報などの災害情報について、関係機関が常時共有していく体制を整備すると同時に、災害対応の専門家やボランティアの有志の皆さまが、適切な役割分担の上に機能的活動ができるよう人材育成と技術支援の制度構築が不可欠である。